

弁護士 竹内彰志 先生

公開質問状に対する回答書
(法曹人口・法曹養成)

2020年(令和2年)3月6日

日弁連会長選挙候補者

弁護士 荒 中

拝啓 日々ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴殿の2020年2月27日付け公開質問状に対し、別紙の通り回答します。

敬具

(別紙)

今回の質問状において、貴殿が「法科大学院制度・法曹養成制度について、今後、より臨床法学教育を充実させ、法曹を目指す人が魅力的に感じる提議を日本弁護士連合会が行うべきである」と述べておられることについては、強く共感します。

質問1 (1) について

現時点で、貴殿がご指摘になった提言の司法試験合格者数1500人は既に実現されている段階と考えます。

長期的に見た我が国の人口の減少と法的需要の動向を踏まえ、当面の法曹志願者の動向、法曹の活躍の場の拡大状況、各単位会の実情、各地の意見交換会や公聴会などにおいて会員の方々から寄せられた意見、これまで一定数の単位会において1000人決議がなされていること等を考慮し、「更なる減員」についての検証を速やかに行い、遅くとも任期中には結論を出すつもりです。

質問1 (2) について

法的需要に関して言えば、弁護士過疎地域が減少し、必ずしも法的サービスが広く行き届いていなかった地域へも法の支配が広がりつつあると考えています。

また、地域の人口がさらに減少していくとしても、高齢者問題等の法的需要は直ちに減少することはないと考えておりますし、また、社会の国際化・IT化等に伴い、現代的・先端的な分野に関する法的需要は、むしろ高まっているところもあると思われれます。そして、それぞれの地域において弁護士による法的サービスを受けられるだけの十分な司法基盤が整備されていなければ、法的需要にしっかりと応えることができません。

地方の国選弁護や会務活動の負担、また多数ある民事法律扶助事件の単価が未だ低廉であり需要が収入に結び付いていない面も多いこと等の事情にも配慮しつつ、新たな偏在解消のための施策を考えていく必要があると考えております。

法的需要にしっかりと対応していくことによって、非弁業者や隣接士業が弁護士業務の領域に入り込む余地を少なくすることもできると考えております。

法曹の質に関して言えば、法科大学院教育や、司法研修所での教育、若手弁護士向けの充実した研修等により、既存の分野のみならず、先述したような国際的・先端的な分野にもチャレンジする若い人材が多く世に出てきていることは

実感しております。

日弁連としては、上記のような各考慮要素や、(1)で述べたような情勢をも踏まえ、貴殿がご指摘のとおり、ユーザーである国民の意見にも配慮しつつ、最高裁判所、法務省などとも議論・協議しながら、政策を決定していく必要があると考えています。

質問2について

2019年時点で、弁護士数は40000人を超えているにも関わらず裁判官は2700人台、検察官は1900人台であり、地方の裁判所支部には未だに裁判官常駐が果たされていないところもあります。

裁判官・検察官が少ないままでは、いくら地方の裁判所支部管内に弁護士が十分いたとしても、事件が遅滞し、結局司法基盤としては整備されないままになってしまいます。裁判官・検察官の増加については、最高裁・法務省ひいては国に対し、厳しい姿勢で求めています。

以上